

# 広報よもぎた

## 目次

- 火災予防運動…………… 2～3
- お米のルートは二通り…………… 4
- 国民年金の特例納付…………… 5
- 子供会活動…………… 6
- 蓬田城址を訪ねて…………… 7
- お知らせ…………… 8
- ふれあいを求めて…………… 9
- 戸籍の窓口…………… 10

NO.128



## 丈夫な頭のよい子に育てよう

（現在、幼稚園の園児（5歳児）数は、男41・女31の計72人です。うぐいすとカナリヤの2組があります。）

11月

わたしたちが毎日3回とる食事は、健康な生活を築く源です。  
 食生活一どのようなとき、どのような食事を、どのようにして食べるか、その心がけによってわたしたちの健康は大きく左右されるといってよいでしょう。  
 とくに、体の発育がおう盛な子供たちの食生活は、立派な体格、丈夫な体質をつくり、正しい食習慣を身につけさせる上で、重要な意味をもっています。  
 ▷ 偏食をしない丈夫な子に育てよう  
 ▷ 子供のうちから薄味になれさせよう  
 ▷ 子供のおやつを見直そう

昭和54年

発行・青森県蓬田村／編集・広報よもぎた編集委員会

# 防災 運動



(10月26日行なわれた移動消防学校での一コマ)

これくらいと  
思う油断を  
火が狙う



十一月から三月にかけての冬場は、石油ストーブなどの暖房器具を使うことから、一年のうちでも最も火事の多い季節です。

火災の原因をみますと、暖房器具の中で一番多いのは、なんといつても石油ストーブです。

今年も、十一月二十六日から十二月二日まで、「秋の全国火災予防運動」が繰り広げられます。

石油ストーブの安全な取り扱い方と火を消すための「三つの基本」について考えてみました。

## 火の三要素

火が出る——ものが燃えるためには、「燃えるもの」と「空気(酸素)」と「熱」が必要で、これは、いわば「火の三要素」といえます。このうち、どれか一つでも欠けると、物は燃えません。つまり火を消すということ、この「燃える三要素」のどれか一つを取り除く、あるいは、しゃ断してやればよいということなのです。

わたしたちは、ふだん家庭の台所などで、毎日、火をつけたり消したりしています。

このような「点火」と「消火」のしくみは、別の言い方をすれば、燃える三要素を組み合わせた「仲たがい」させたりしていることになるのです。消火のコツも、ここにあります。

消火の方法は、この燃える三要素に見合った三つの形が考えられます。つまり、三要素のどれか一つを初期の段階で、「仲たがい」させるのです。

### 燃えるものを 取り除く

#### 除去消火

例としては、ガス火災のときなど元せんを閉めて「火元」を断つたり、山火事るとき、周囲の木を切つて延焼を防ぐ場合などがあります。

### 空気(酸素)を 断つ

#### 窒息消火

天ぷらをあげていて電話がかかり、うっかり長話になって戻ってみると、なべに火がはいつている——こんな時と

つさに、なべにフタをする。酸素が断たれ、火は消えます。また、倒れた石油ストーブが燃えだしたときは、シートなどを水にぬらしてかぶせると消すことができます。このような消火方法が、窒息消火です。

### 熱を下げて消す

#### 冷却消火

火事と聞いたなら、まず「水」と反射的にピンとくるほど、水は冷却消火のチャンピオンです。また、天ぷらなべに火がはいつたときなど、手近にある野菜を入れるのも冷却消火の一つの方法です。

○石油ストーブによる火災の原因は、火を消さずに給油したり、出入り口など人のよく通るところに置いていて転倒させたり——といった取り扱い上の不注意によるものがほとんどです。

暖房には欠かせない石油ストーブですが、取り扱い方一つで恐ろしい「火魔」に一変します。日常の取り扱いには、次の点を特に気をつけてください。



〔給油する場合〕

▽灯油を入れるときは、必ずいったん火を消すこと。火をつけたまま補給するのは危険です。

▽給油中にこぼれた油は、よくふきとる。

〔置き場所〕

▽カーテンやふすまなど燃え

やすいもののそばや、上から物が落ちるかもしれないなどの下などには置かない。

▽人の出入り口や通路などは転倒の危険があるので避ける。

〔周囲の状況〕

▽移動させる場合は、いったん火を消す。火をつけたまま持ち運ぶのは危険です。

**○移動消防  
学校開かる  
礼式訓練を  
とり行なう**

十月二十六日、蓬田村総合グラウンドにおいて、上磯地区（今別町・蟹田町・三厩村・平館村・蓬田村）移動消防学校が開催されました。

この移動消防学校は、消防団員が諸制式（訓練に関する基準）に熟練し、団体活動を確実にし、厳正なる規律を身につけるとともに礼節を明らかにし、品位の向上をはかることを目的にしています。

この日、参加した消防団員は、県消防学校の教官の指導を熱心に受けていました。



▽新聞や雑誌など燃えやすいものは、そばに置かない。

▽ヘア・スプレー、マニキュア、接着剤など引火性のあるものは、そばで取り扱わない。

○小型定置網漁

これからは、サバがおもてす！

漁は朝五時には出発し、十分くらいで漁場に到着し、網おこしは六人くらいで、一時



間はかりかかるので、もどつてくるのは六時三十分頃です。とれている魚は、カワハギ、フクラゲ、イカ、イワシ、サバ・シマダイ。

まあ、イワシが主です。今年、水温が高いせいか漁はあまり良くないです。

### ▽お米のルート

#### は二通り△

農家で作られたお米が、消費者の手にわたるまで、その流通経路は二つに分かれます。そして、それぞれの流通経路によって政府管理米と自主流通米という二つの違った名前前で呼ばれています。

### 政府管理米

お米は、国民の主食。その確保と分配を公平に行うため、「食糧管理法」によって政府がお米を買い上げ、保管し、

その出し入れを管理しているのが、政府管理米または政府米と呼ばれるものです。

みなさんのご家庭で消費される配給米や食堂、すし屋、旅館などの業務用に売られている標準価格米、徳用上米、徳用米がこれに当たります。

標準価格米は、政府指定の「銘柄米」（百五種）以外のお米（非銘柄米）と北海道、青森（一部地域を除く）でとれるお米を混合したものです。徳用上米は、水稲うるち三等米、徳用米は水稲と陸稲の規格外のお米が使われています。

小売価格は、政府が米価審

議会にはかり、家計に及ぼす影響なども考えて、決められます。

### 自主流通米

大部分のお米は、政府管理米として出回りますが、一部は、民間の生産関係業者と販売関係業者が話し合いによって値段を決めるなど、業者が自主的に流通米（配給米）として取り扱うものがあり、これを自主流通米と呼んでいます。

この自主流通米制度は、値段は少々高くてもいいから、おいしいお米が食べたい」という消費者のみなさんの要望で、昭和四十四年六月から始められたものです。

ササニシキやコシヒカリといった政府指定の良質銘柄米（百五種）がこれにあたります。

さて、値段ですが、このような品質のよい銘柄米は、普通のお米に比べて稲を育てる手間もよけいにかかり、収穫量も七割程度と少なくなります。

このため、生産費が高くなり、その分だけ小売値段も高くなっています。



### ”蓬田中学校

#### ソフトボール

#### 部準優勝“

○十月十三・十四日に、五戸中学校で行なわれた「青森県中学校ソフトボール選手権大会」で、わが蓬田中学校は、見事準優勝をなし遂げました。

この期間に生まれた人	年数
大正5・4・1以前	10年
〃 5・4・2	11年
〃 6・4・2	12年
〃 7・4・2	13年
〃 8・4・2	14年
〃 9・4・2	15年
〃 10・4・2	16年
〃 11・4・2	17年
〃 12・4・2	18年
〃 13・4・2	19年
〃 14・4・2	20年
〃 15・4・2	21年
昭和2・4・2	22年
〃 3・4・2	23年
〃 4・4・2	24年

この期間に生まれた人	年数
明治44・4・2～明治45・4・1	4年
明治45・4・2～大正2・4・1	5年
大正2・4・2～大正3・4・1	6年
大正3・4・2～大正4・4・1	7年
大正4・4・2～大正5・4・1	7年

(1年以上保険料を納めていることが必要です。)

▽国民年金の特例納付△  
法律の改正で、時効になつた保険料も特別に納められることになりましたが、その期間も残り少なくなりました。  
○納められる期間  
昭和53年7月1日～昭和55年6月30日  
○金額  
月額・4、〇〇〇円  
●無年金者とは  
明治44年4月2日以降に生まれた人が国民年金の老齢年金を受けるには、その人の年齢によって、きめられた年数(表一)保険料を納めるか、免除の手続きをしなければならないこと  
この年数が不足している場合には、国民年金の老齢年金(表二)

が支給されず、無年金者となるわけです。  
●すでに60歳をこえている人  
明治44年4月2日から大正5年4月1日までに生まれた人は、(表一)の年数に足りなくても、(表二)の年数をこえていれば65歳から老齢年金が支給されます。  
年金額はかなり低くなりませんが、70歳からは老齢福祉年金の額まで引き上げられます。  
●65歳をこえている人は、すぐ年金が支給されます。  
年数が足りないため、老齢年金を受けられない人が、今回の特例による保険料を納める権利を得たときは裁定請求の手続をすれば翌月の分から(表二)



すぐ年金が支給されます。  
●会社などに勤めたことがある人  
会社に勤めて厚生年金などの公的年金に加入したことがある人(加入者の配偶者であった期間を含む)は、これらの加入年数と国民年金保険料を納めた年数(免除を含む)を

合わせた年数が(表一)の年数以上であれば通算老齢年金が支給されます。  
この場合、公的年金の加入脱退のつど国民年金にも手続きをして空白期間が生じないようにしておく必要があります。

公的年金とは

1. 国民年金
2. 厚生年金保険
3. 船員保険
4. 国家公務員共済組合
5. 地方公務員等共済組合
6. 私立学校教職員共済組合
7. 公営企業体職員等共済組合
8. 農林漁業団体職員共済組合

○アスレチック  
完成

蓬田小学校(沢田年栄校長)にこのほどPTA(越田久会長)の努力奉仕でアスレチックができて上がり、四百二十九人の児童たちが楽しみながら体力増強に役立っています。  
同校では、児童の体力増強を目指して授業時間や昼休みに全校一斉のなわ跳びやランニングを展開しており、こんどのアスレチック設置も同校の児童の体力増強の一環として行われました。  
材料は東北電力から払い下げてもらい、PTA会員が土と汗にまみれながら努力奉仕したものです。  
でき上がったアスレチックは二基ですが、同校では児童たちに自由に利用させ、体力増強に効果のある渡り方を研究させることにしています。

### 〈子供会活動〉

## ねぶた づくり 共同の責 重さを知る



遅くなりましたが、夏休み中の子ども会活動を紹介します。  
「ラッセラー、ラッセラー、ラッセラー」瀬子ども会では、初めてのネブタ作りを試みてみました。  
子どもたち一人一人が自分の手てだんだんとてき上るネブタを見ながら喜んでる顔は生き生きと輝き、共同の貴重さを私たち世話人に

教えてくれました。  
現代つ子は何をしても最後までやりとげる力がなくあきっぽいと言われがちですが、集団の中で中学生を中心に製作する姿は、りっぱなものです。  
子どもたちだけで計画を立て、骨組から色づけ運行と、すべての進行をやってくれ、事務的な事は世話人が担当し協力しあつた。  
とくに、中学生は部活動や補習でネブタ作りの時間が少なく、毎晩八時頃までよく頑張つたものです。一人のけが人もなく本当に心からほめたえてあげたい。  
しかし、一つの行事をやりとげるのに地域の人たちの協力は欠かせません。骨組みの材料を提供して下さつた製材所の方、かなめを教えてくれた大工さん、ネブタを引き立てるための灯をつけてくれた電気屋さん、高校生による「笛」の応援、それから交通指導員さん、幼稚園の川崎先生部落の皆さん等、多くの人たちのご協力によって二日間の楽しいネブタ運行ができたことを感謝するとともに、紙上をお借りして厚くお礼申し上げます。  
今後ともより一層のご指導をお願い申し上げます。

### 務 コーナ 自動車税

▽住所が変わったときは車の住所変更もお忘れなく！  
住所が変わったときは、車の住所変更の登録をすると共に自動車税管理事務所には、がきか電話でご連絡してください。  
なお、ご連絡の際には、新しい住所の番のほかに方書のある場合は、方書もお知らせください。  
こんなとき、まつ消等で還付が生じた場合あなたに税金が返ります。  
▽大事な登録、あなたは大丈夫？

自動車税は、四月一日現在で自動車を持つている人に課税されますが、その持主は、陸運事務所の登録によって判断することになっています。  
従つて、次のような場合には、陸運事務所への移転登録（名義変更）やまつ消登録の手続きが必要です。  
①自動車を他人に売つた場合  
②自動車販売会社へ下取りに出した場合  
③スクラップにしてしまった場合  
手続が三月三十一日までに

済んでいないと、自動車税は登録上の持主に課税されます。  
▽車検に必要な納税証明書は大切に  
最近、自動車の車検に必要な納税証明書を紛失し、再交付を申請される人が非常に多くなつています。  
納税証明書は、車検と一緒に大切に保管してください。  
なお、納税証明書を紛失し再交付を申請される方は、領収証、検査証、印鑑を必ず持参してください。  
なお、詳しいことは自動車税管理事務所にお問い合わせください。  
青森市中央三丁目二十番二  
号。電話〇一七七一七三一一  
三七三

### ※大事な登録





(蓬田村八幡宮氏子総代蓬田城について語る)

# 蓬田城址を 訪ねて

弁天社の事

倉谷弘孝

④

蓬田村八幡宮の北側に弁天社がある。今ある建物は近年再建されたものであるが、弁天社そのものの信仰というのは、だいぶ古くからあった。ところが、いつの頃か弁天社は廃社になってしまったのである。

弁天社地を探索してみると、写真一のように銅銭一枚、鉄銭六枚に陶器片を拾うことができた。写真二の上方にあるのは紅皿である。下方にある陶器は黒褐色釉がかかっており、きわめて薄く作られている。伊勢(三重県)系統の焼き物であるという。また、銅の燭台も発見されている。遺

物はすべて江戸時代のものである。このことから少くとも弁天様は江戸時代に村民から信仰をあつめていたことがわかる。

写真一・二のようなものがでていましたので、蓬田村八幡宮氏子総代、武井一郎氏、村上弥五郎氏、武井慶太郎氏、田中利三郎氏、吉崎嘉一郎氏、宮田与三郎氏に御多用中のところ八幡宮に集っていただき、弁天様と蓬田城について語ってもらいました。

「弁天様はあそこから移動して何年暮らしたかわからないが、幸兵衛にしばらく置いてあったそうです。八幡宮の

奥の院に持ってきてからも、だいぶ暮らしたと思いますよ。ところが弁天様を八幡宮の奥の院に入れておくのも気の毒でしたので、私達が氏子をやつてから今の場所に建てました。」

数時間に及んだお話を伺っているうちに、蓬田城に対してなみなみならぬ情熱を持っていることを、知ることができました。

それは、村上弥五郎氏の「明治生まれの私が生きているうちに蓬田城を説明しなければならぬ」という言葉にあらわれています。

写真一

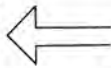


写真二



# お知らせ

▽来春進学されるお子さまをお持ちの方



## 国の進学ローン

高等学校、高等専門学校、短大、大学、大学院、盲学校、聾学校・養護学校の各高等学校、専修学校の高等課程（修業年限が三年以上のもの）又は専門課程（修業年限が一年以上のもの）、農業者大学校、水産大学校、海技大学校、航空大学校、職業訓練大学校、職業訓練短期大学校に進学される方（勤労学生などに限られません）がご利用できます。

ただし、収入に制限（今春は五百万円以内、事業所得者の方は三百五十五万円以内）があります。

○融資金額

一世帯あたり五十万円以内  
**○融資期間**  
 高校三年以内、大学四年以内

進学する学校の修業年限以内（最長四年）となっております。  
 なお、ご希望により、これらの期間内で一年以内の据置もできます。

**○利息**  
 ご利用時の基準金利（現在は年八・〇％）

**○保証人**  
 一名以上  
 財団法人進学資金融資保証基金を利用される場合は不要です。

**○返済方法**  
 毎月元利均等返済  
 ご希望によりボーナス月増額返済を併用できます。

**○お取り扱い期間**  
 来春進学の方は、五十五年一月から五十五年四月

詳しくは、もよりの国民金融公庫、銀行、信託銀行、相互銀行、信用金庫、信用組合、労働金庫、農協、漁協の窓口でご相談下さい。

進学積立郵便貯金をされている方は、内容等に若干違いがあります。

詳しくは、お近くの郵便局へどうぞ。

▽蟹田営林署から  
 十月二十日から一月十二日まで毎週土曜日の午前六時三十分から六時四十五分まで、青森放送テレビジョンで国有林についていろいろな様子を皆さんにご紹介しますので、ごらんになって下さい。



## ▽青森損害保険請求相談センター

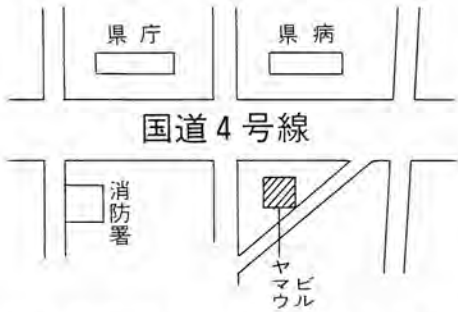
交通事故にあつたが保険請求の手続きや、その解決方法がわからない人が意外に多い。こうした人たちのために、無料で相談に応じてくれる施設があることも、あまり知られていないようです。

被害者、加害者に関係なく強制・任意保険を問わず、交通事故の相談一切のつてくれま

あまり面倒でないことは電話で結構ですし、一切無料ですからお気軽においで下さい。

※青森市長島2丁目10-4

ヤマウビル8F（青森県立中央病院向い）  
 電話〇一七七一三二一〇二五



## ▽戦傷病者戦没者遺族等援護法及び特別弔慰金支給法などが一部改正になりました

一、障害年金、遺族年金及び遺族給与金の額が昭和五十四年四月から三・九六パーセント増額され、六月から更に増額されることになりました。

二、戦没者の死亡の当時における配偶者のうち昭和二十一年二月一日から昭和二十七年四月二十九日までの間に再婚し、昭和二十八年七月三十一日までに再婚を解消している方で、昭和四十二年以後の遺族援護法により戦没者の遺族となった場合は、遺族年金または遺族給与金が支給されることになりました。

三、戦没者等の遺族に対する特別弔慰金が、次により、新に支給されることになりました。支給額は十二万円で国債で支給されます。

(1)昭和五十年四月一日から昭和五十四年三月三十一日までの間に、公務扶助料、遺族年金等の受給者がなくなったもの。

(2)戦没者が、旧陸海軍部内の判任文官等で、文官の公務扶助料を受給していた者がいなくなつたもの。

四、昭和四十八年四月二日から昭和五十四年四月一日までの間に戦傷病者の妻となつた方に、特別給付金（五万円または二万五千円）が支給されることになりました。

なお、詳しいことは役場民生課にお問い合わせください。

## 村・県民税4期分 国民健康保険税3期分

11月30日まで

☆納税貯蓄組合に加入しているかたは、必ず組合を通してお納めください。  
 村税・国保税は、納期限内に納めましょう。



# ふれあいを 求めて 青年団研修報告



去る九月二十一日から二十五日までの五日間にわたり、北海道の国立大雪青年の家と新篠津村にて、「地域と青年」をテーマに研修を行なってきました。

今回の研修で期待したことは、新篠津村青年団との現地交歓です。地域を見つめるためには環境の異なる人々と生活を共にし、じかにふれあうことが必要ではないかと考えました。

国立大雪青年の家の研修を無事終えた我々は、新篠津村に向いました。石狩平野のどこまでも整備された広大な農地を車中より感じながら、交歓会が行なわれる自治センターに到着しました。

なごやかな雰囲気を迎えられながらも、初めての地で見知らぬ人々との出会いは緊張するものです。交歓会には村長さんも出席され、挨拶の中には二十年前ほど前に仕事の関係で蓬田村を訪れたことがあるとの言葉に、それまでの緊張がいつぱんにほぐれたような気がしました。

ここで、新篠津村と青年団についてご紹介します。村の総面積と人口は、ほぼ蓬田村と同じくらいで、山野がないだけ農地が多く、一戸当りの平均耕作面積が八・九ヘクタ

ールで、稲作が主体となっています。青年団の状況は、会員数が百三十人で、男百人、女二十人です。会員のほとんどが農業に従事しているそうです。

交歓会は、お互いの現状を話しあいながら共通点にぶつかると、突っこんだ話しあいの場面もありました。

短い時間の中で多くを話しあうことはできませんでしたが、話しあいの中で感じたことは、彼等の地域に対する根の深さです。ほとんどの会員が、農業に従事していることがそうさせているのかもしれませんが、住民との連帯、地域の構成員という自覚があるように感じられました。

今後、研修は続けられると思います。今回のような環境の違う青年たちと生活を共にし、話しあえるような機会はなくしたくないものです。最後に、今回の研修のために企画から無事終えるまで御協力してくださいました関係機関の皆様と、村民の皆様へ深くお礼を申し上げます。



## ○ 新民生委員に 越田さん、二 唐さん

この度、都合により蓬田部落担当の武井キノさん、瀬辺地部落担当の北川健三さんが民生委員を辞職されました。このため、四月一日から次の二人の方が新しく民生委員になりましたので、ご紹介します。



(二唐美代子・蓬田)



(越田久治・瀬辺地)

# 青森県最低賃金決まる

昭和五十三年十月二十日より実施された青森県最低賃金(一日二、二二八円)が、次のとおり改正になりました。

## 改正内容

○昭和五十四年十月二十日から実施

○最低賃金額

一日 二、三三三円

○賃金の大部分が時間によって定められている者

一時間 二九七円

ただし、次に掲げる賃金は、最低賃金額の算定には含まれておりません。

(1)精皆勤手当

(2)通勤手当

(3)家族手当

# 戸籍の窓口

(世帯数 1,011)  
(人口 4,551)

(10月末現在)

市町村名は本籍の表示です

## 9月受付分

### ●お誕生おめでとうございます

- 坂本昌彦(今朝男・二男)
- 越田正也(正和・長男)
- 越田和人(正和・二男)
- 飯田真也(志司雄・長男)
- 川崎潤(智幸・長男)
- 川内美幸(俊成・二女)
- 山口智美(茂春・長女)
- 森里美(勝行・二女)

### ●ご結婚おめでとうございます

- (藤本秀人(長科)
- (福士富子(板柳町)
- (八戸司(阿弥陀川)
- (竹内登志子(北海道)
- (山館勝美(瀬辺地)
- (梅花和子(八戸市)
- (浜田雄一(千葉県)
- (張間正子(長科)
- (坂本実(大阪府)
- (寺田昌代(板柳町)
- (成田一春美(阿弥陀川)
- (吉田藤修(弘前市)
- (須加藤英子(郷沢)
- (高坂正広(青森市)
- (山館子(瀬辺地)

### ●お悔み申し上げます

- 柿崎勝義 53歳(広瀬)
- 成田みよ 67歳(広瀬)
- 工藤留太郎 85歳(中沢)

△適用される範囲  
事業の種類を問わず、青森県内で事業を行い他人を一人でも使用しているすべての民間企業(一部公営企業等を含む)の労働者に適用されます。なお、現行の産業別最低賃金は今後改正される予定になっていますが、これが改正されるまでの間、産業別最低賃金が適用されている労働者であっても、今回改正された青森県最低賃金額に満たない場合には、改正された青森県最

低賃金が適用されます。  
○産業別最低賃金とは、次の八産業の最低賃金です。  
(1)食料品製造業 (2)繊維産業  
(3)木材・木製品・家具・装備品製造業  
(4)出版・印刷・同関連産業  
(5)窯業・土石製品製造業  
(6)機械・金属製品等製造業  
(7)卸・小売業 (8)自動車整備業  
△最低賃金の適用除外  
次に該当する労働者で所轄労働基準監督署長の許可を受けた場合には、最低賃金の適用が除外されます。  
▲精神又は身体の障害により著しく労働能力の低い者。  
▲試用期間中の者。  
▲職業訓練法により養成訓練を受ける者。  
▲軽易な業務に従事している者。

△使用者は、最低賃金について、労働者に周知する義務があります。  
十二月四日～十日  
第三十一回人権週間  
人権問題のご相談を  
○無料人権相談所開設  
とき 十一月二十八日  
午前九時～十二時  
ところ 蓬田村中央公民館  
相談事項  
○人権が犯されている場合  
○結婚・離婚・相続問題  
○土地の境界、公害、交通事故等の問題  
○隣り近所のもめごと・他村の人権擁護委員は、次の方々に、常時自宅でも相談を受けています。お気軽にご相談下さい。  
清水 信造 (蓬田)  
坂本 繁男 (中沢)

木村 金助 (瀬辺地)  
―互いに相手の立場を考え豊かな人間関係をつくらう―  
一、初雪やながむる人の顔寒むし  
一、旅先で子供を思う淋しさか  
一、出稼ぎや帰る日近し日が永し  
富山県魚津市にて 木村光雄

出稼ぎ先から、右の俳句が送られてきましたので、ご紹介します。